

新発田市環境保全型農業推進方針

平成25年6月24日策定

平成27年4月1日一部改正

令和2年4月1日一部改正

1 基本的な考え方

(1) 地域農業の現状と課題

本市は、越後平野（新潟平野）の北部に位置し、農家数3,428戸、経営耕地面積7,681haとなっている。

本市農業は、加治川水系等の水源によって肥沃な土壌が広がり、県内有数の良質米コシヒカリの産地となっている。また、県北地域最大の食料供給基地として、農業は基幹産業の一つとして重要な位置づけがなされている。

近年、消費者の食の安全性や品質に対する認識が高まっていることから地場産農産物のイメージアップを図るため、家畜排泄物や生ごみ等を堆肥化する有機資源センターを導入し、良質な堆肥を農地へ還元する「土づくり」を推進する取組みを進めている。

その一方で、市内農業者の環境保全型農業に対する意識は高いとはいえ、現状の農業生産活動の継続では化学合成農薬及び化学肥料への依存による環境の悪化が懸念されるため、農業者自らが環境への負荷低減に配慮した農業生産を積極的に行う気運を地域ぐるみで高める必要がある。

また、本市には、持続的な農業の営みを通じて、多様な野生動植物が生息生育する生物多様性が豊かな空間が存在している。このため、今後とも、国民に安全で良質な食料や生物多様性が豊かな自然環境を提供できるよう、生物多様性保全をより重視した農業生産や田園地域・里地里山の保全等を推進する必要がある。

(2) 今後の推進方向

当市はこれまでも環境保全型農業を推進するため、北越後農業協同組合等関係機関と連携し、化学合成農薬及び化学肥料の使用量を低減した栽培（以下「減農薬減化学肥料栽培」という。）を推進しているところであるが、環境保全型農業の取組は特定の地域に偏っており、市内全域での面的な拡大が急務である。

今後は、有機資源センター等の堆肥施用による「土づくり」と併せて減農薬減化学肥料栽培の面的取組を積極的に推進し、より安全・安心な農産物の提供と環境への負荷の低減を目指す。併せて、カエル・ドジョウ・ゲンゴロウ・トンボ等の生き物と共生する農業生産の推進を図る視点から、冬期湛水管理等の生物多様性に効果の高い営農活動を推進していく。

2 推進体制及び推進方策

(1) 推進体制

① 推進協議会の協力・助言

環境保全型農業を推進するため、「食（食育）」と関連づけて新発田市食料・農業振興協議会において、助言を得ていくこととする。

- ・ 生産者、消費者代表等
- ・ 農業団体（北越後農業協同組合他）
- ・ 新潟県酪農農業協同組合
- ・ 実需者団体（新発田市商工会議所他）
- ・ NPO法人

② 安全・安心農産物普及会議

有機資源センター等の堆肥の利用促進による「土づくり」を推進し、安全・安心な農産物の生産及び消費拡大策の検討を行う。

③ ブランド化・販売戦略検討会議

環境に配慮した農法によって、地域の環境保全に貢献し、安心して食べられる農産物を生産する新発田市農業の姿勢を消費者に広く周知するため、しばたブランド候補品目の検討を行う。

(2) 推進方策

① 土づくり・施肥

- ・ 有機資源センター等で生産された良質堆肥の施用
- ・ 土壌診断、生育診断に基づく適正な施肥管理
- ・ 側条施肥田植機や局所施肥技術の導入による効率的施肥技術の確立

② 防除

- ・ 病害虫発生予察による適期防除
- ・ 産業用無人ヘリコプター等の環境負荷低減に資する防除体制の確立

③ その他

- ・ 新発田市多面的機能支払制度広域協定との連携による環境保全型農業の面的拡大
- ・ 水田生態系の質的向上につながる冬期湛水管理や有機農業の実施

3 取組目標

	令和元年 (現状)	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
堆肥を使った 水稲栽培面積 (ha) ※1	639	650	650	650	650	650
減農薬減化学肥料栽培実 施面積 (ha) ※2	2,171	2,200	2,200	2,200	2,200	2,200
水稲作付面積に対する冬 期湛水管理実施割合 (%) ※3	8.4	8.5	8.5	8.5	8.5	8.5

※1 有機資源センターで生産された堆肥を活用した水稲栽培面積 (産米単位)

※2 農薬の使用回数及び化学肥料の使用量を地域慣行基準から5割以上減らした栽培

※3 水稲作付面積とは主食用水稲以外も含む (WCS、青刈り水稲は除く)

4 作物別生産体系

○ 水稲

- ・ 土壌診断に基づく堆肥等有機物資材の施用
- ・ 有機質肥料の施用
- ・ 側条施肥等の局所施肥
- ・ 肥効調節型肥料の施用
- ・ 温湯種子消毒による化学合成農薬の使用回数減
- ・ 病虫害発生予察による適期防除
- ・ 抵抗性品種 (コシヒカリBL) の栽培
- ・ 冬期湛水管理
- ・ 江の設置

5 その他必要な事項

- ・ 冬期湛水管理については、全地区で推進を図ることとし、原則として10月上旬から12月下旬までの間で2ヶ月以上、地下水からのポンプアップや畦塗り等の取水措置及び漏水防止措置により湛水状態の維持に努めることとする。
- ・ 江の設置については、県の地域特認取組の支援要件を満たすものとする。
- ・ ホームページ等を通じて、本方針等を農業者等に周知を図る。